

葉山まちづくり町民会議からの提言に対する対応状況について

お知らせ

昨年6月からスタートした葉山まちづくり町民会議から10月3日に第三次葉山町総合計画中期基本計画の策定に向けて多岐に渡る提言が提出されました。

町では、この提言を中期基本計画に位置付けたり、通常の業務で対応したり、または今後の研究・検討課題とするなどとして取り組んでいくことにしています。

この対応方法を昨年11月30日に葉山まちづくり町民会議の

代表をはじめ各部会長の皆さんへ回答しましたが、数ある提言のうち、いくつかを紹介します。

なお、すべての提言内容とそれに係る対応方法については、町ホームページ、役場1階情報コーナーで閲覧することができます。

問合せ 町民会議について、政策調整室 ☎内線391・392
対応状況の取りまとめ等について、企画課 ☎内線331・332

「町民会議からの提言」対応状況表（一部抜粋）

提 言 内 容	対 応 方 法
町の半分が緑という現状を維持すること。	ご提言の趣旨は、中期基本計画の第1章中の「緑の保全」の主要施策に包含させ、具体的には緑の基本計画等に位置づけ、取り組んでまいります。
高さ、宅地面積、生垣、宅地内緑化等についての仕組み、システムづくり。	ご提言の趣旨は、中期基本計画の第1章中の「市街地の整備」の主要施策に包含させ、具体的には、まちづくり条例に定めるみどり都市環境の形成の基準で対応しております。
建物等の色彩コントロール	ご提言の趣旨は、中期基本計画の第1章中の「市街地の整備」の基本方針に関連して、景観政策を進める上での課題の一つとして検討します。
町民協働をより現実的な施策の手段とするため、行政内に一元的な窓口を設け、住民、団体等との調整等を図り、実効あるきめ細かな施策の実現が出来るような体制の確立。	行政や地域が相互にかかえる課題解決には「協働の手法」を用いることができるよう検討してまいります。また、窓口の一本化については、行政改革実施計画の中での検討課題とします。
十分な整備がなされているとは言えない「ハイキングコース」や「こみち」を安全で、歩いて心地よいものに整備する。	中期基本計画の第2章中の「観光資源の発掘とネットワーク化」の主要施策に位置づけ、取り組んでまいります。
公衆便所がキレイならいいな。	ご提言の趣旨は、通常業務として取り組んでまいります。
葉山町生きがいミニデイサービスの普及と拡大。	ご提言の趣旨は、中期基本計画の第3章中の「高齢者福祉の充実」の主要施策の中で取り組んでまいります。
町内に福祉、保健サービスの拠点をつくる。	ご提言の趣旨は、中期基本計画の第3章中の「地域福祉の充実」に基づき、実施計画に位置付け、取り組んでまいります。
団塊の世代が地域への参加を容易にする広報活動の強化。	NPO法人葉山まちづくり協会及びまちづくり活動団体の協力を得て、団塊の世代を対象とした「まちづくり参画セミナー」を実施しています。なお、ご意見の趣旨は、中期基本計画の第4章中の「広報・広聴活動の充実」の主要施策を通して、展開してまいります。
個人情報規制に伴い情報が悪用されないために住民基本台帳などの開示対策を見直す。	個人情報保護に対する意識の変化等を踏まえ、住民基本台帳の開覧請求については、厳格な審査を行うとともに、国においては既に法改正等、必要な対策に動いており、その動向も視野に入れつつ対策を講じてまいります。

地域で支える

介護予防サービスを開始

四月から要介護状態にならないように、「地域支援事業」が始まります。この事業は特別な支援を必要としない高齢者でも利用できる「一般向けの介護予防事業」と生活機能の低下により要支援状態へ移行する危険性のある「要支援予備群の人向けの介護予防事業」があります。

●一般向けの介護予防事業

生涯を通じて介護予防に取り組んでもらえるよう、介護予防事業を行います。この事業を通じて生活機能の向上や自己実現を目指します。

例えば、

健康づくり事業・栄養改善事業・介護予防普及啓発事業など

●要支援予備群の人向けの介護予防事業

保健師等が要介護認定で非該当となった人や検診等で生活機能の低下がみられた人などの状態を把握し、介護予防ケアプランを作成します。

例えば、

運動機能向上事業・口腔機能向上事業・認知症介護予防教室など

問合せ 福祉課

☎内線二三一～二三三

斜面地建築物の制限を 検討しています

近年、斜面地を利用した合法的な高層建築物による住環境の悪化が懸念されています。

これは、建築基準法に定める建築物の高さの算定方法（いわゆる平均地盤面からの高さ）や、平成六年と平成九年に緩和された容積率の算定方法を最大限に利用したもので、平成十三年に決定した高度地区の趣旨にそぐわないばかりか、市街地に溶け込む斜面の緑を著しく損なう恐れのあるものです。

町では、こうした建築物に適切に対応し、優れた住環境をより万全なものとするため、建築物の階数の制限及び容積率の算定に用いる地盤面の設定に関する条例案を十八年第二回定例会（六月議会）へ提案する準備を進めています。

高度地区等による建築物の高さ制限

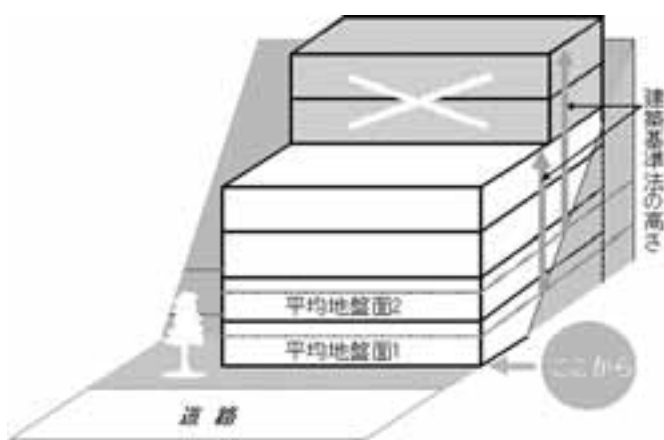
最高限第1種	12メートル	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域
最高限第2種	15メートル	近隣商業地域

*第一種低層住居専用地域は10メートル

階数制限のイメージ

現在は、まちづくり審議会において専門的な検討を行っており、審議の終了後、条例案に対する皆さんからの意見を三月上旬から下旬頃にかけて募集します。

左図は、複数の平均地盤面から高さ算定されることで、現行法上認められる見かけ高層の建築物を、条例で建築物と地面が接する最下位からの階数を四までと定めることで、斜線部分の建築を制限する例です。



*容積率の算定に用いる地盤面は政令の基準に則して定めます。

問合せ 都市計画課 ☎内線三五三

活かそう！地区計画制度

住民主体のまちづくり

現在、町では、都市計画法や建築基準法、まちづくり条例などのルールにより優れた自然環境を生かしたまちづくりを進めています。これらのルールは町全域を対象とした必要最低限のルールであることから、地区の実情に十分対応できない場合があります。こうした問題を解決するためには、一定の地区の範囲を対象とする地区計画の活用が有効です。

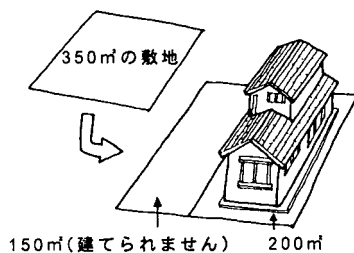
地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の一つで、地区の特性に応じたきめ細やかな独自のルールを定めるまちづくりの計画です。

地区計画では、例えば、次のようなルールを定めることができます。

敷地面積の最低限度

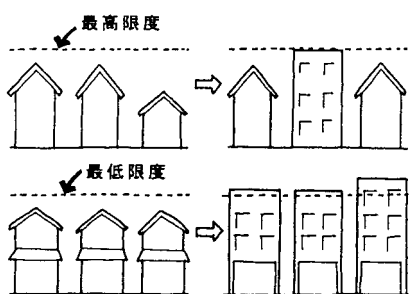
敷地が細分化され、建物が密集することを防ぎ、ゆとりある住宅地を形成する

敷地面積の最低限度が200㎡の場合



建築物の高さ

隣どうしの日照の配慮などを目的として、建築物の高さや軒の高さの最高限度を定めたり、商業地で活気あるまちづくりを行うために建築物の高さの最低限度を定める



地区計画は、最終的に町が都市計画法の手続きを行い決定しますが、その内容は、地域の理想の姿を定めるとともに、土地建物等の財産権を大きく制限することとなることから、計画策定にあたっては、地区の大多数の住民や地権者の方々の同意が必要となります。このため地区計画の原案作成にあたっては、地区の方々为主体となつて、どのような内容の地区計画としていくかを十分話し合い、まとめていくことが不可欠です。

なお、詳しくはホームページに掲載しています。

問合せ 都市計画課 ☎内線 三五一・三五三